

職業安定分科会雇用保険部会(第113回)	資料2
平成28年3月31日	

職業訓練の実施等による特定求職者の就職 の支援に関する法律施行規則の一部を改正 する省令案要綱



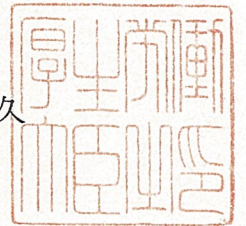
厚生労働省発能0329第2号

平成28年3月29日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱
(職業安定局関係)

第一・二 略

第三 職業訓練受講給付金の改正

職業訓練受講給付金に寄宿手当を新設し、特定求職者が認定職業訓練等を受けるため同居の配偶者等と別居して寄宿する場合に、給付金支給単位期間当たり一万七百年を支給するものとする。 (第十二条の二関係)

第四・五 略

第六 施行期日

一 この省令は、平成二十八年十月一日から施行すること。ただし、第一の一部及び第四は同年四月一日から施行すること。

二 略

三 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要

1. 訓練の認定基準の改正

(1) 過去に行った認定職業訓練の就職率実績に関する基準の改正【第2条第1号ロ関係】

①就職率の算定対象 : イ) 65歳以上の者については就職率の算定対象から除外とすることとする。

ロ) 除外する連続受講の対象者に基礎コースから実践コースへの連続受講を加える。

②就職率の水準 : 過去3年間で2回以上下回ると不認定となる水準について、連続する3年間で2回下回った場合、まず1年間の欠格とし、1年間の欠格の後、再び連続する3年間で2回下回った場合、永年欠格とする。

(2) 訓練期間及び時間に関する基準の改正【第2条第5号及び第6号関係】

① 訓練期間 : 基礎コースについて、2ヶ月以上4ヶ月以下の期間で設定することとする。

② 訓練時間 : 育児中の者等に対する求職者支援訓練については、1日4時間以上の訓練を設定できることとする。

(3) 社会人スキル科目の充実に伴う改正【第2条第13号、第14号及び第18号関係】

社会人スキルを委託する場合、講師等を備えること、欠格要件に該当する者がいないことを要件とするなど、所要の整備を行う。

2. 認定職業訓練実施奨励金の改正【第8条第5項関係】

訓練施設内保育実施奨励金を新設し、特定求職者等が養育する小学校就学の始期に達するまでの子について保育施設を運営する事業を自ら行い、又は他者に委託して行う場合に、その事業に要した経費について、児童1人につき1月当たり66,000円を限度として支給する。

3. 職業訓練受講給付金の改正【第12条の2関係】

寄宿手当を新設し、特定求職者が認定職業訓練等を受けるため同居の配偶者等と別居して寄宿する場合に、給付金支給単位期間当たり10,700円を支給する。

4. 震災特例の延長について【附則第3条及び第3条の3関係】

附則第3条及び第3条の3の特例について、平成29年3月31日まで延長する。

5. 建設分野の特例について【附則第3条の4関係】

平成28年10月1日から平成32年3月31日までの間に開始される職業訓練のうち、労働安全衛生法第76条第1項の技能講習（小型移動式クレーン、フォークリフト、車両系建設機械又は玉掛けに係るものに限る。）の修了資格の取得に係る内容を含む基礎訓練（道路交通法第85条第1項に規定する大型特殊免許の取得に係る職業訓練を併せて行うものを含む。）については、奨励金の額を、1月当たり10万円とする。

6. 施行期日

平成28年10月1日 ※1. (1)①イ)、1. (1)②及び4. は平成28年4月1日施行。